

法務省民二第262号
平成28年3月24日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第12号）の施行等に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条第9号中「様式」の下に「又はこれに準ずる様式」を加える。

第20条及び第21条を次のように改める。

第20条及び第21条 削除

第22条第1項中「に掲げる帳簿及び第17条第1項第5号から第14号」を「及び第25号から第34号」に改める。

第62条第4項中「地方税法」の下に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

第81条第3項中「記載」を「記録」に改める。